

# 分科会等の成果として過去に閣議決定された事項〔物流・運輸分野〕

## 改革の方向性 (第二次報告書より抜粋)

### (基本認識)

- 世界経済のグローバル化が進展し、ヒト、モノが国境を越えて大きく移動する中、グローバル化を積極的に推進することで日本経済も成長を遂げてきた。我が国が国際競争力強化を図り、世界、とりわけ成長センターであるアジアの中で重要な役割を担っていくためには、アジアを中心に世界とのヒト・モノの流れの更なる拡大が不可欠であり、その流れの阻害要因となっている物流・運輸分野の規制を大胆に見直すことが必要である。

### (改革の方向性)

- 貿易関連手続における国際的な流れに対応した制度の確立  
国際物流においては、IT化の進展により、先進諸国は「モノ」への管理から「情報」による管理へとシフトするなど、リードタイム短縮及び物流コスト削減への取組が進展している。我が国も貿易関連手続の意義・効果を不断に検証し、**国際的な流れに対応した制度を確立していくことが必要**である。
- 世界とのヒト・モノの流れの拡大に向けた環境整備  
外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れの拡大とともに、それを支える**運輸サービス事業者の国際競争力向上及び利用者利便の向上に資するべく、航空分野等における交通インフラの運用体制の改革**、社会変革や技術革新に対応した規制の見直し等による事業活動の効率化・活性化を目指した取組が必要である。
- なお、上記の取組に当たっては、交通インフラ利用者等の安全・安心の確保、国際的な平和及び安全の維持を目的とした合理的なセキュリティ基準の確保に十分に配慮する必要がある。

(注)下線・太字は事務局において付記したものである。

## 規制・制度改革に係る対処方針

平成22年6月18日 閣議決定

### 貿易関連手続の見直し

- ・輸出通関における保税搬入原則の見直し  
【22年度検討・結論・23年通常国会へ法案提出等】※

### 運輸サービス事業者の国際競争力向上

- <海運>
  - ・内航海運暫定措置事業の廃止【22年度検討・結論等】
  - ・外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し【22年度検討】

(注)※を付した事項は、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒したものの。

## 規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

### 交通インフラ運用体制の改革

- <海運>
  - ・海上交通安全法航路における制限速力の見直し【23年度早期に検討開始。結論を得次第措置】
  - ・内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化【23年度検討・結論】
- <航空>
  - ・航空交渉の多国間化【23年度以降引き続き実施】
  - ・空港運営の在り方の見直し【23年度早期に結論等】
  - ・空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入【23年度検討・結論】
  - ・空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進【23年度以降継続検討】
- <陸運>
  - ・45フィートコンテナ運送に係る環境整備【23年度検討開始】
  - ・国際コンテナの国内利用の促進【23年度措置等】

## 規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

### 貿易関連手続の見直し

- ・リターンブルパレット等の関税免除手続の改善【23年度検討・結論】
- ・安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の利便性の向上【23年度検討・結論・措置】
- ・法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化【23年度検討・結論・措置】
- ・認定事業者(AEO)制度の改善【23年度検討・結論等】
- ・営業区域外における通関業務の取扱いの緩和【23年度検討・結論】
- ・経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上【23年度措置等】

- ・CIQの合理化【23年度検討・結論】

### 運輸サービス事業者の国際競争力向上

- <海運>
  - ・水先制度の改革【逐次実施】
  - ・沿海航行区域の拡大【23年度措置等】
- <航空>
  - ・ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し【23年度検討・結論】
  - ・米国、欧州等先進国との航空機材、乗員資格等に関する相互承認の推進【23年度以降継続実施】

## 規制・制度改革に係る追加方針

平成23年7月22日 閣議決定

### 貿易関連手続の見直し

- ・国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し【24年度検討】

# 分科会等の成果として過去に閣議決定された事項 [金融分野]

## 改革の方向性 (第二次報告書より抜粋)

### (基本認識)

○日本の経済成長はバブル崩壊後、約20年にわたり極めて低い水準にとどまり、現在も閉塞状況におかれている。日本経済が立ち直り、「強い経済」を実現するために、金融分野に求められているのは、①**実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと**、②**金融産業自身が成長産業として経済をリードすることにより、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」といった成長分野を支える基盤となることである。**

### (改革の方向性)

#### ○我が国企業の成長、再生支援

我が国企業、産業の成長ないし再生を促進すべく、多様かつ円滑な資金調達を可能とするような制度の見直し等を行うべきである。

#### ○市場や取引所の整備、活性化等

金融産業自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備並びに活性化を行うとともに、各種開示手続等の整理、簡素化を行うべきである。

#### ○質の高いサービス提供のためのグループ経営円滑化

金融機関のグループ化が進展する中、金融グループが自ら創意工夫を凝らしながら、グループ全体として顧客に対し提供より質の高いサービスをすることができるよう、組織再編、業務範囲規制等についての金融法制の改革を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することにより、金融市場と金融産業の国際競争力を高めていくべきである。

(注)下線・太字は事務局において付記したものである。

## 規制・制度改革に係る対処方針

平成22年6月18日 閣議決定

### 我が国企業の成長、再生支援

- ・特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大【22年度調査・検討・結論】  
\*平成22年6月18日閣議決定

### 市場や取引所の整備、活性化等

- ・金融商品取引法による四半期報告の簡素化【22年度検討・結論】

### その他

- ・「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化)【22年度措置】
- ・「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和)【22年度措置】

## 規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

### 我が国企業の成長、再生支援

- ・政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築【23年度検討開始】
- ・協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化【23年度調査・検討・結論】

## 規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

### 市場や取引所の整備、活性化等

- ・社債市場の活性化及び国際化の推進(社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示)【23年度検討、24年度結論】
- ・社債市場の活性化及び国際化の推進(社債管理者の設置)【23年度検討・結論】
- ・デリバティブ取引規制の運用(清算機関(CCP)・取引情報蓄積機関制度の細目の検討)【24年度措置】
- ・金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化【24年検討開始】
- ・有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除【23年度検討・結論】
- ・異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁【23年度調査】
- ・貿易保険関連分野(取引信用保険)における民間事業者の事業機会拡大(再保険の引受け)【23年度より措置】
- ・投資法人における「減資」制度の導入【25年度結論】

### 質の高いサービス提供のためのグループ経営円滑化

- ・銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)【23年度検討・結論】
- ・企業グループの組織再編に資する規制の見直し(1)保険契約の包括移転に係る規制についての検討【23年度検討】
- ・企業グループの組織再編に資する規制の見直し(2)保険募集人等の委託の在り方の見直し【23年度検討】

# 分科会等の成果として過去に閣議決定された事項 [IT分野]

## 改革の方向性 (第二次報告書より抜粋)

### (基本認識)

- **ITは、情報通信産業にとどまらず、およそ全ての産業の生産性向上、国民生活の質的向上のツールになり得るものである。**ここで強調すべきは、ITは、コミュニケーションの手段として、ビジネスを効率化する手段として、新たなビジネスを生み出す手段として、個人が社会に参画する手段として、個人が自己実現を図る手段として、政府の効率化を図る手段として、国際的な交流を図る手段として等、**その応用可能性は極めて高いことである。**
- 特に、ITにおける個人参加の可能性と、IT技術の進歩と革新の速さ、さらにはITが生来の性質として持ち合わせている越境性(ボーダレス)とを合わせて考えれば、IT分野を切り口とした経済社会の変革、**いわゆるIT革命は、まさに今現在も、世界中のあらゆる空間で進行しているということである。**
- IT全盛の時代においては、既存の世界の比較優位構造が大きく覆る可能性があることを認識し、**我が国は、そのITのインフラ整備及びその利活用に関し、世界の後塵を拝す可能性があるという危機感を共有し、一方で、我が国の産業や国民が持つ競争力・潜在力はかなり高く、ITを通じて、その競争力・潜在力をどのように顕在化させていくべきか、**という問題意識の設定が重要である。

### (改革の方向性)

- **利用者本位の市場環境整備**  
サイバー空間の主役は、消費者、サービス業、コンテンツ産業や様々な製造業など「広義の利用者」である。こうしたユーザーに対して、高度なネットワークサービスが多数提供され、ユーザー自らの利用形態に合わせて、自由に選択できる環境を整えるという発想が不可欠である。
- **健全な事業者間競争のための環境整備**  
競争環境の整備という視点から見て有効ではない手段や、社会変革や技術革新に対応していない規制に関しては、民間の創意工夫を阻害しかねないので、早急に見直す必要がある。
- **ネットワークサービスの高度化・低廉化による国民利益の増大**  
国際的な競争環境が広がる中で、事業者がより高度で低廉なネットワークサービスを提供することにより、結果的に国民利益の増大が実現するという好循環を形成すべきである。

(注)下線・太字は事務局において付記したものである。

## 規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

### 光ファイバー等の有線網構築に係る制度見直し

- ・ 道路占用手続における引込線の取扱いの明確化【23年度中措置】
- ・ 河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化【23年度検討・結論・措置等】
- ・ 国立公園の景観対策に関する許可基準の周知・徹底【23年度早期措置】
- ・ 河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等【23年度早期措置】
- ・ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し【23年度検討・結論】
- ・ 光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備(引込区間の開放)【23年度検討・結論】
- ・ 有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化【23年度検討・結論】
- ・ 有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善について【23年度早期措置】

### IP(インターネットプロトコル)普及に即した制度見直し

- ・ 電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換【23年度措置】
- ・ IP電話の品質基準の見直し【23年度検討、国際標準化の結果を踏まえて結論】
- ・ 固定電話における番号提供条件(番号区画)の見直し【23年度検討・結論】
- ・ 無線IP電話への電話番号付与の実現【23年度早期措置】
- ・ 携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の見直し【23年度検討・結論・措置】

## 規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

### 電波の有効利用等に関する制度見直し

- ・ 無線局免許状の管理・保管の負担軽減【23年度検討・結論】
- ・ 無線局の設置場所についての記載方法の簡素化【23年度早期措置】
- ・ 無線局の開局目的の簡素化【23年度検討・結論】
- ・ 携帯電話エリア整備事業(伝送路)における各種申請手続の簡素化【23年度検討・結論】
- ・ 携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備【23年度検討・結論】
- ・ 電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化【23年度検討・結論】
- ・ 航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化【23年度検討・結論】
- ・ 船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加【23年度以降できる限り早期に措置】

### ITの利活用に係る制度見直し

(※ITの利活用については、IT戦略本部が主担当で取り組み)

- ・ 学術用途における権利制限の在り方の検討【23年度検討・結論】
- ・ 自動車関連情報のIT化【23年度検討、結論】
- ・ ITの活用による都市開発のワンストップ化【23年度検討・結論】